

2024年4月18日

お取引先様 各位

ABBiT株式会社
代表取締役 中田昌宏

特許専用実施権侵害訴訟 勝訴判決のご報告

平素は格別のお引き立てに預かり誠にありがとうございます。
今般、当社のABBiT排水処理システム(以下、「ABBiT」)に使用されている技術に関する、東京地方裁判所令和5年(ワ)第70001号特許専用実施権侵害差止請求事件(以下、「本訴訟」)につき、当社の主張を認める判決が言い渡されましたので、ご報告致します。

本訴訟は、ABBiTに使用されている技術がエンバイロ・ビジョン株式会社(本社所在地東京都豊島区東池袋3丁目21番18号第一笠原ビル503、代表取締役豊岡正志。以下「エンバイロ社」。)の保有する特許権(専用実施権)の侵害にあたるとして、2023年3月6日、エンバイロ社が東京地方裁判所に弊社を被告とする訴えを起こしたものととなります。

エンバイロ社は、当社に対しABBiTの生産、使用等の差止めを求めましたが、当社としてはエンバイロ社の特許権を侵害するものではないと判断し、1年近くにわたり主張立証を行いました。審理の結果、東京地方裁判所は、当社の製品が原告の特許の技術的範囲に属しないことを認め、2024年4月17日付でエンバイロ社の請求をいずれも棄却し、訴訟費用の全額を同社の負担とする判決を下しました。当社としては、主張の正当性が司法の場において認められたものと判断しております。

当社は、社外の専門家による他社の知的財産権の調査及び分析を通じて、開発段階において自他の技術的差異を認識し、他社の知的財産権を尊重しつつ、より進んだ自社技術の開発を推進しております(自社特許第7450898号等)。

今後も当社製品及び当社につきまして、変わらぬご高配を賜りますよう、何卒よろしくお願ひ申し上げます。